

小川町地域おこし協力隊設置要綱

（令和元年5月27日）
告示第9号

（設置）

第1条 埼玉県西部に位置し、都心から60キロメートル圏内の恵まれた環境にあり、約1300年の歴史と伝統を誇る和紙をはじめ、豊かな自然や有機農業などの地域の強みといえる魅力を豊富に備えた小川町において、都心から比較的近い地理的条件や、これらの地域資源を最大限活かすことにより、関係人口及び定住人口の増加を通し町の活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、小川町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 観光振興・地域PRに係る活動
- (2) 移住・定住人口の増加に係る活動
- (3) 農林業の振興に係る活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化のために必要な活動

（隊員の要件）

第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 次のいずれかに該当し、委嘱の日以降、小川町内に住民票を移す者
 - ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する対象地域又は指定地域を有する市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）及びその他の地域要件に基づき特別交付税措置の対象となる市区町村に住所を有しない者
 - イ 2年以上の期間、隊員としての経験を有し、かつ、隊員の解職の日から1年以内の者（アに該当する者を除く。）
- (2) 心身ともに健康で、かつ、協力隊の設置目的を十分理解し、積極的に地域協

力活動に従事できる者

- (3) 次条で定める委嘱期間後も引き続き町内での居住を予定している者
(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 隊員は、最長3年まで再任することができるものとする。ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望する場合において、次の各号のいずれにも該当し、町長が活動期間の延長が必要と認めるときは、2年を上限として延長し、最長5年とすることができる。

- (1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして町長が認めるものであること。
(2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。
(3) 町内に定住し、かつ、町内で起業又は事業承継を行うこと。

3 隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合、最長1年間を育児等に係る活動中断期間とし、この間は委嘱期間に含まない。なお、前項ただし書の規定により活動期間の延長を行う場合において、育児等に係る活動中断期間が生じたときは、育児等に係る活動中断期間を除いた活動期間（当該規定による延長期間を含む。）を委嘱期間とする。

(活動条件)

第5条 隊員の活動日数は、原則として1月につき18日とする。ただし、町長が必要と認めた場合、1年間216日を活動日数の上限として、月の活動日数を調整することができる。

2 隊員の活動時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な活動時間帯は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合は、1年間の活動時間が1,680時間を超えない範囲で、1日の活動時間を調整することができる。

(報償等)

第6条 隊員の報償は、1時間当たり2,080円とし、隊員の1月の報償は、当

該月の総活動時間に1時間当たり2,080円を乗じた額とする。ただし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 2 隊員の活動及び住居に関する費用（以下「活動費」という。）は、予算の範囲内で補助することができる。
- 3 第4条第3項に規定する活動中断期間中は、報償の支給及び活動費の補助は行わない。

（守秘義務）

第7条 隊員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間経過後も、同様とする。

（解任）

第8条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 本人からの申し出があった場合
- (2) 疾病等のため、業務の執行が困難であると認められた場合
- (3) 業務の履行に誠実さを欠き、又は業務を怠った場合
- (4) 隊員として相応しくない非行があった場合

（その他）

第9条 この告示に定めのないものについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第5号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第137号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第52号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第49号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第54号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の小川町地域おこし協力隊設置要綱第5条第3項及び第6条第1項の規定は、令和6年度以後の活動時間及び報償について適用し、令和5年度までの活動時間及び報償については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年告示第100号)

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年告示第44号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。